

事業推進の心 仮設労働安全新生プラン



陽のある安全文化の創造

もうようやく ヒューマンエラーの他人事

第こう 安全足場で身近なしあわせ

めざよう 感心して慕らせる 心豊かな園創り

ACCESS新聞

Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

Vol. 172

北海道支部 〒004-0015
札幌市厚別区下野幌タノバード2-1-14
東北支部 〒080-0802
仙台市青葉区二日町13-22-407(カルコスビル4階)
関東支部 〒103-0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15-18(常和小伝馬町ビル5階)
北信越支部 〒950-0911
新潟市中央区猪口3-4-2(辰巳ビル2階B号室)
中国支部 〒705-8335
名古屋市中区猪口町10-2(辰巳ビル2階)
近畿支部 〒530-0043
大阪市西区天王寺3-8-8(キャンピア阿波座1003号)
広島支店 〒730-0018
広島市中区祇園3-55(鶴見セネラビル6階)
四国支部 〒781-8071
高松市石町2163-21
九州支部 〒811-2101
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美町1342-9

電話(011)899-2375 FAX(011)899-3276
電話(022)713-0051 FAX(022)713-0052
電話(03)3639-1571 FAX(03)3639-3980
電話(03)2639-2110 FAX(03)2639-6211
電話(029)255-6210 FAX(029)255-6205
電話(052)814-0210 FAX(052)814-0213
電話(090)8445-5014 FAX(090)8445-5014
電話(082)511-2051 FAX(082)511-2270
電話(087)869-8065 FAX(087)869-8066
電話(092)957-0032 FAX(092)957-0033

労働安全衛生規則の改正省令 7月1日施行



第36条 足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者に特別教育を義務化



第564条 足場の組立て、解体又は変更の作業に安全帯取付設備の設置を義務化。なお、この場合、手すりの設置を優先的に講ずるよう指導すること



第655条 注文者(元請)にも足場の組立て、解体又は変更後の点検を義務化

第36条 足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者に特別教育を義務化

第564条 足場の組立て、解体又は変更の作業に安全帯取付設備の設置を義務化

なお、この場合、手すりの設置を優先的に講ずるよう指導すること

第655条 注文者(元請)にも足場の組立て、解体又は変更後の点検を義務化

※第36条、第564条、第655条に係るもののみを掲載しました。

問い合わせ先：アクセス安全監理部(03-3639-0641)

であっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。
(4) 第4号口の「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。
(5) 第4号口の「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、予め、墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針(昭和51年技術上の指針公示第8号)により設置した防網を設置することを含むこと。

(5) 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼす恐がないときはこの限りではない。

解説例規(H27.3.31 基発0331第9号)

(6) 第5号ただし書は、本条の適用を高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務まで拡大したことにより、地上から材料等を手渡しするとき等の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、つり網等を労働者に使用させることを要しないこととしたこと。

2 略

第4編 特別規定

第1章 特定元方事業者等に関する特別規制

第655条(足場についての措置)

1. 注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるとときは、当該足場にについて次の措置を講じなければならない。

(1) 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

(2) 組立て、解体又は変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

(3) 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

(4) 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業においては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じること。

イ 幅40cm以上の作業床を設けること。但し、当該作業床を設けることが困難な場合はその限りではない。

解説例規(H27.3.31 基発0331第9号)

(2) 第1項第4号イの「当該作業床を設けることが困難なときは」には、狭小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けるとき、つり足場の組立て等の作業において幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときは含められること。

□ 安全帯を安全に取付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときはこの限りではない。

解説例規(H27.3.31 基発0331第9号)

(3) 第4号口の「安全帯を安全に取り付けるための設備」とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適切な位置に安全帯を取り付けることができるものであること。

また、第4号口の「安全帯を安全に取り付けるための設備」には、このような要件を満たすように設計され、当該要件を満たすように設置した手すり、手すりわく及び親綱が含まれること。

なお、安全帯を安全に取り付けるための設備を設ける場合には、足場の一方の側面のみ

解説例規(H27.3.31 基発0331第9号)

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、建わく、建地、交き筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

解説例規(H27.3.31 基発0331第9号)

ア 「現に存する」とは、現に使用されていること及び製造が完了しているが、まだ使用されていないことをいうこと。

イ 「現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合」とは、床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合をいうこと。

ウ 足場の一部の作業床が本条に該当する場合は、当該作業床に限って安衛則第563条第1項第2号ハの規定を適用しない趣旨であること。

第4条(罰則に関する経過措置)

この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。